

京都府総合庁舎11施設LED照明賃貸借業務に係る質問及び回答

| No. | 資料名 | ページ | 行 | 項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|-----|-----|-----|----|-------------|---|--|
| 1 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守等）について、当該業務を貴府から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。 | 第三者委託承諾申請書（別添の第7号様式）の提出により府の事前承認が必要となります。 |
| 2 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | 前の質問（No.1）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴府より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴府から受託するのではなく、貴府の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません。が、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。 | 第三者委託承諾申請書（別添の第7号様式）の提出により府の事前承認が必要となります。 |
| 3 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課せず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか？（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です） | 仕様書12（1）の表の「設置段階：不可抗力」に記載のとおり、別途協議の対象となります。 |
| 4 | 仕様書 | 8 | 16 | 9（4） | リース会社による入札参加を検討しております。 物件の引渡や保守等につきまして、物件の売主等による第三者履行を予定しております。 ①（仕様書9の（4）保守管理体制） 緊急連絡先は、受注者自らではなく、再委託先を直接の受付・窓口対応とさせて頂く対応も可能でしょうか？ ②再委託の貴府への承認申請は落札後の対応で宜しいでしょうか？ | ①府から、第三者への委託について承認があった場合に限り、認めることとします。 ②お見込みのとおりです。 |
| 5 | 仕様書 | 2 | 34 | 4（7） | （仕様書4の（7）） 本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 仕様書 | 8 | 13 | 9（3） | （仕様書9（3）） 万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損した場合の補修・交換費用の負担については、貴府ご負担を頂けますでしょうか？ （地震・噴火・津波等の天災地変は動産総合保険対象外です。） | 仕様書7（2）に記載のとおり、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議の上決定することとなります。 |
| 7 | 仕様書 | 11 | 7 | 12の表の不可抗力性能 | （仕様書12の表の不可抗力性能） 万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能（契約終了）となった場合、残期間の残賃借料の扱いも含めまして、別途協議をお願いできますでしょうか。 | 承知いたしました。 |
| 8 | 仕様書 | 10 | 22 | 12の表の第三者賠償 | （仕様書12の表の第三者賠償について） 万一の場合の想定となりますが、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等、双方の責めに帰すことの出来ない不可抗力により生じた第三者への損害については、別途協議をお願い出来ますでしょうか。 | 承知いたしました。 |
| 9 | 仕様書 | 7 | 28 | 7（2） | （仕様書7（2）） 動産総合保険につきましては、賃貸借期間を付保期間とさせて頂き、保険の付保範囲は、残賃借料を上限とする時価ベースの保険で宜しいでしょうか？ | 問題ありません。 |
| 10 | 仕様書 | 7 | 10 | 6（1）③夕 | （仕様書6（1）③夕） 今回の物件導入時、既存品の撤去や処分が必要かと存じますが、下記、ご回答願います。 ①既存設備機器は貴府の所有物件との認識で宜しいでしょうか？ ②物件の導入時、既存品の撤去・廃棄等につきまして、同業務の履行は受注者自らではなく、物件の購入先等による第三者履行とさせて頂いて宜しいでしょうか？ （受注者の費用負担にて履行させて頂きませんが、再委託ではなく、第三者履行となります。） | ①お見込みのとおりです。 ②第三者委託承諾申請書（別添の第7号様式）の提出により府の事前承認が必要となります。 |

| | | | | | | |
|----|-------------------|---------|------|-------------|--|--|
| 11 | 別紙1 | 全般 | 全般 | 全般 | <p>(別紙1 照明機器リスト) 屋外灯等もあり、念の為、ご質問させていただきます。 本件契約範囲に、物件を設置する支柱・柱(不動産)部分の、新設・更新は含まれないとの認識で宜しいでしょうか? 仮に含まれる場合は、支柱等部分につきましては、契約期間中の所有者責任は、貴府にご負担をお願い出来ますでしょうか? (契約期間中、支柱を、同土地にて無償にて、設置・継続させて頂く事等。) 尚、支柱等は動産ではない為、保守・保証・動産総合保険の適用対象外となりますが、ご了解をお願い出来ますでしょうか?</p> | お見込みのとおり、物件を設置する支柱・柱(不動産)部分の、新設・更新は含まれません。また、動産総合保険についても支柱・柱(不動産)の部分まで含めていただく必要はありません。 |
| 12 | 第1号様式、第2号様式、第3号様式 | 全般 | 全般 | 全般 | <p>第1、2、3号様式についてご確認願います。 ①第1号様式と第3号様式について、角印と丸印の押印欄がありますが、角印の押印は割愛させて頂き、丸印(届出印)のみの押印で宜しいでしょうか? ②第2号様式は押印は不要で宜しいでしょうか? ③第3号様式の内容詳細は、別紙添付対応でも宜しいでしょうか? ④第1、2、3号様式につきまして、日付は、4月3日から4月28日までの間であれば、任意の日付でも宜しいでしょうか?</p> | <p>①角印(会社印)と丸印(代表者印)の両方必須です。 ②お見込みのとおりです。 ③問題ありません。 ④問題ありません。</p> |
| 13 | 委任状 | 全般 | 全般 | 全般 | <p>(委任状) ①委任者の押印欄につきまして、角印と丸印の押印欄がありますが、角印の押印は割愛させて頂き、丸印(届出印)のみの押印で宜しいでしょうか? ②委任状の日付は開札日(2026年5月15日)で宜しいでしょうか? ③受任者や、住所部分につきましては、ふりがなは不要で宜しいでしょうか?</p> | <p>①角印(会社印)と丸印(代表者印)の両方必須です。 ②問題ありません。 ③お見込みのとおりです。</p> |
| 14 | 仕様書 | 2 | 34 | 4(7) | <p>(仕様書4(7)) 発注者様：所管課との表記ですが、何か、特別な対応が必要となりますでしょうか? ご請求・ご精算等につきまして、各設置場所単位・所管課様ごとでの個別での対応が必要となりますでしょうか?</p> | 仕様書に記載の「所管課」は当課(政策環境総務課)となります。賃貸借料のご請求の際は、当課宛てに請求書等のご送付をお願いいたします。 |
| 15 | 仕様書 | 7 | 26 | 7(1) | <p>(仕様書7) 本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおり対象外となります。 |
| 16 | 仕様書 | 4 | 2 | 5(2)カ | <p>(仕様書5(2)カ 現地調査を含む。) 現地調査の結果、設置予定数と実際の数量に差異が判明した場合、契約金額の変更(増加の場合は発注者ご負担を頂く)について、ご了解いただけますでしょうか。</p> | 契約金額の変更については、別途協議の上、決定することとします。また、協議により、契約金額を増額変更することとなった場合は、本府の予算の範囲内での調整となります。 |
| 17 | 仕様書 | 5、10、20 | 4、20 | 6(1)①の金利の変動 | <p>(仕様書6(1)①ア、仕様書12の表の金利の変動) 契約後、内訳明細書にて、器具ごとの単価を記載し、これをもとに数量増減決定されるかと存じますが、「ご契約後、賃貸借期間開始まで」に、物件灯数増減に際しましては、固定単価ではなく、当該時点における金利変動も加味した金額にて、変更契約の金額につきまして、ご相談をお願いできませんでしょうか? (尚、賃貸借期間開始後の金利変動リスクは受注者にて負担を致します。)</p> | 契約後に設置予定数を変更した場合の増加分の単価については、別途協議の上、決定することとします。 |
| 18 | 仕様書 | 5 | 25 | 6(1)①コ | <p>(仕様書6(1)①コ) 工事期間中、火災保険又は請負賠償責任保険等に加入し証書の写しを提出することと記載がございます。 ①天災地変や貴府の帰責等の事由を除き、工事期間中の物件破損・滅失リスクについて受注者負担致します場合、工事期間中、火災保険又は請負賠償責任保険等の加入要否は、任意とさせて頂けないでしょうか? ②リース会社による入札参加を予定しておりますが、工事期間中の上記の保険付保につきましては受注者自らではなく、物件の納入業者等をして付保する対応でも、許容頂けますでしょうか?</p> | <p>①仕様書に記載のとおり、保険の加入は必須となります。 ②府から、第三者への委託について承認があった場合に限り、認めることとします。</p> |
| 19 | 仕様書 | 8 | 31 | 10(4)(工) | 仕様書10(4)(工)：「損害賠償保険等」がございます。こちらの、「損害賠償保険等」とは、物件に付保致します、動産総合保険を指すとの認識で宜しいでしょうか? | 仕様書に記載のとおりです。灯具の設置後から賃貸借期間の満了までを補完する保険への加入をお願いします。またその費用は賃貸借契約に含まれます。 |
| 20 | 仕様書 | 9 | 29 | 12の表の保険 | <p>(仕様書12 表 保険) 「設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険」と記載がございます。 ①今回、契約保証金を免除頂けるかと存じますので、履行保証保険は不付保でも宜しいでしょうか? ②「賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険」とは動産総合保険との認識で宜しいでしょうか?</p> | <p>①履行保証保険についても加入必須とします。また、加入期間は契約開始日から賃貸借期間満了日までとさせていただきます。 ②お見込みのとおりです。</p> |

| | | | | | | |
|----|-------|----|----|---|---|---|
| 21 | 仕様書 | 5 | 32 | 6(1)②ウ | 仕様書6(1)②ウ 設置に必要な電力、水等は受注者負担とご記載がございますが、納品にかかる作業員のトイレ・手洗い利用等は、無償で利用させて頂いても、宜しいでしょうか？ | 問題ありません。 |
| 22 | 仕様書 | 6 | 23 | 仕(1)③ケ | 仕6(1)③ケ：照明器具への表示及び記録も必要とございますが、具体的な作業内容のイメージとしましては、シール等を物件に添付するイメージで宜しいでしょうか？ | お見込みのとおり、シール等での表示を想定しております。 |
| 23 | 仕様書 | 10 | 1 | 12の表の事業の中止・延期 | (仕様書12の表の事業の中止・延期) 「設置作業に必要な許可等の取得遅延によるもの」は、受注者の責めによるものは受注者負担致しますが、必要な対応を実施してもなお、許可が下りない又は、申請許可に時間を要する場合等、受注者に帰責のない事由につきましては、双方リスク負担をお願いできないでしょうか？ | 受注者側に帰責事由がないと認められる場合は、別途協議の上、決定することとします。 |
| 24 | 仕様書 | 11 | 13 | 13(1) | 仕様書13(1)仮使用の記載があり、機器の不具合による時のみ受注者負担と記載頂いておりますので、 ①仮使用期間中に発注者の責にて物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用はご負担いただけますでしょうか。 ②仮使用期間中に地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用のご負担については別途協議いただけますでしょうか。 | ①発注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者負担となります。 ②承知いたしました。 |
| 25 | 契約書 | 2 | 47 | 15条 | 契約第15条にて、「物件の移転」の規定がございますが、仕様書8にご記載頂きました「物品の移動等」と同様、「物件の移転対応」も、貴府のご負担・責任において対応頂けるとの認識で宜しいでしょうか？ | 契約書上の「物件」と仕様書8に示す「物品」は同義です。 |
| 26 | 入札説明書 | 3 | 16 | 8(2)イ | (代理人入札の場合)(説明書8(2)イ)(入札書) 入札書につきまして、ご質問させていただきます。 入札書に、代理人印を押印させていただきますが、委任者である会社印の押印は不要で宜しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 入札書 | 全般 | 全般 | 全般 | (入札書) 内訳欄は、今回、加筆は不要で宜しいでしょうか？ (「業務仕様書による」との表記のままで宜しいでしょうか？) | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 契約書 | 1 | 30 | 7条の2 | (契約第7条の2) 貴府のご希望により契約変更や、契約解除が発生の上、同時点において残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか？ | 承知いたしました。 |
| 29 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | 仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃借開始時期について別途打合せをさせていただきますでしょうか。 | 承知いたしました。 |
| 30 | 実績調書 | 1 | 12 | 実績 | 実績調書に記載致します、「公の施設の履行した実績」とは、 ①満了実績ではなく、令和2年4月1日以降に「契約した」実績で宜しいでしょうか？ ②「公の施設」とのことですので、公立の学校向けLEDでも宜しいでしょうか？ | ①お見込みのとおりです。ただし、契約後に少なくとも設置工事まで完了していることを前提としております。 ②問題ありません。 |
| 31 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | 足場費用、機器の仕様、数量に関して現地調査の結果、契約時と変更が生じた場合は協議の対象となりますでしょうか。 | 協議の対象となります。 |
| 32 | 全般 | 全般 | 全般 | 全般 | ランプ交換の箇所において安定器の撤去については、安全に端末処理を行い絶縁処理を施す場合に限り残置としても宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 33 | 仕様書 | 3 | 29 | (2)直管型LEDランプ | 別紙1にてランプ交換と指定のある箇所において直管LEDランプを交換する際は既存照明の安定器は撤去ということでもよろしいでしょうか？または回路上切り離されることを勘案し残置でもよろしいでしょうか？ | お見込みのとおり、安全に端末処理を行い絶縁処理を施す場合に限り残置としても問題ありません。 |
| 34 | 別紙1 | | | 木津総合庁舎 2F所長室・事務室・書庫・電算室・第一会議室・第六会議室・各事務所 | 既存照明が電池内蔵型の非常灯兼用型器具のものがそれぞれの箇所にありますが、LED要求事項は一般照明となっております。こちらは非常灯兼用型の電池内蔵タイプを選定すべきではないでしょうか？ | 非常灯兼用型の電池内蔵タイプを選定してください。 |
| 35 | 別紙1 | | | 仮設必要箇所 器具高さ | 別紙1の仮設必要箇所に於いて読み取れる仮設足場必要箇所以外に、落札後の調査に於いて仮設足場が必要な箇所が見つかった場合は、契約・金額変更の協議の対象としていただけますか？ | 協議の対象となります。 |

| | | | | | | |
|----|-------|---|----|--------------|--|--|
| 36 | 別紙1 | | | 器具仕様詳細 | 別紙1の器具仕様詳細に「調光」または「位相調光」と記載のある箇所については、調光対応の器具を選定するだけでなく、新設する調光機能に合わせてスイッチや配線の入替等も費用に見込む、という事でよろしいでしょうか。 | 別紙1の仕様を満たす上で、スイッチや配線の入替等が必要である場合は、当該経費も賃貸借料に含まれます。 |
| 37 | 仕様書 | 2 | 27 | (5) 設置期限 | 現在、全国自治体におけるLED発注過多により各メーカーの納期に遅延等が発生しておりますが、本事業に於いてメーカー納期遅延による工期延長が必要となった場合、協議の対象としていただけますか？ | 天災地変や世界情勢の変動等、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合に限り、協議の対象となります。 |
| 38 | 仕様書 | 2 | 27 | (5) 設置期限 | 天災・世界情勢や本事業の関係者の反対や照明器具の納期遅延等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけると考えてよろしいでしょうか。 | 天災地変や世界情勢の変動等、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合に限り、協議の対象となります。事業の関係者の反対については、反対する理由や事情等によっては、協議の対象にならない場合があります。 |
| 39 | 入札説明書 | 1 | 12 | 契約について | 本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。 | 仕様書4(6)に記載のとおり、債務負担行為となります。 |
| 40 | 仕様書 | 7 | 28 | 動産総合保険について | 付保する動産総合保険は新価型か時価型かどちらでしょうか。 | 特段指定はしていませんが、基本的には時価型の保険を想定しております。 |
| 41 | 仕様書 | 7 | 28 | 動産総合保険について | 時価型の場合、保険金額で補填できない部分は貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。 | 仕様書7(2)に記載のとおり、別途協議の上、決定することとします。 |
| 42 | 仕様書 | | | | 仕様書において、記載のない事項および通常想定し得ない内容が発生した場合の取扱いについて当該事項(工期・台数・性能・仮設材・仮設足場等)が発生した際には、追加・変更工事として別途協議の対象とさせていただきますとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 43 | 入札説明書 | 4 | 20 | 固定資産税について | 固定資産税は賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 44 | 入札説明書 | 3 | 7 | 入札について | 入札参加者は資本関係を有する企業が入札した場合も有効という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 45 | 入札説明書 | 2 | 13 | | 資格審査申請書の提出期限は4月15日(水)午後5時と理解しておりますが、既に入札参加資格審査結果通知を受けている者については、4月28日(火)まで提出可能との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。既に物品関係競争入札参加資格審査結果通知を受けている者は、入札説明書7(2)で定める「確認申請書等」を4月28日(火)午後5時までの期間において提出することができます。 |
| 46 | 第六号様式 | | | 入札辞退について | 入札を辞退する場合、添付資料第六号様式をもって辞退でよろしかったでしょうか。また辞退届の提出は、いつまで認められますでしょうか。 | お見込みのとおりです。また、第6号様式の提出は、入札書を提出しない間は、正当な理由がある場合に限りいつでも提出が可能です。 |
| 47 | 入札説明書 | 2 | 13 | 入札参加資格提出について | 入札参加資格確認申請書を提出した後、やむを得ない事情により辞退する場合、指名停止等のペナルティーの対象となる可能性はございますでしょうか。また、対象となる場合には、その適用条件や基準についてご教示いただけますと幸いです | やむを得ない事情により辞退する場合は、ペナルティーの対象となることはありません。 |
| 48 | 入札説明書 | 3 | | 8(2)イ | 入札当日に委任状を持参した場合、入札書へ代表者印押印は不要で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 入札説明書 | 3 | | 8(2)ウ | 入札当日に委任状を持参した場合、入札用封筒への封印は代理人の印鑑で宜しいでしょうか。 | 入札書封筒作成例に記載のとおり、代理人による入札の場合は代理人の印で封印願います。 |
| 50 | 仕様書 | | | 4(5) | 今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、発注者の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。 | 天災地変や世界情勢の変動等、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合に限り協議することとし、発注者からの了が得られた場合は、お見込みのとおりです。 |
| 51 | 仕様書 | | | 4(6) | 債務負担行為について、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 | 発注者の事情により契約が解除された場合は、契約書第7条の2に基づき、損害賠償請求が可能です。 |
| 52 | 仕様書 | | | 6(1)①ウ | 現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 | ①別途協議の上、決定することとします。 ②対象となります。 |

| | | | | | | |
|----|--------------------|--|--|------------------|--|---|
| 53 | 仕様書 | | | 6(1)③タ | 落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。 | 既存物件の所有者である本府を排出事業者として、受注者が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合は、受注者から許可事業者への委託により実施し、受注者が費用を立替払いすることとなります。 |
| 54 | 仕様書 | | | 6(1)③タ | PCBを含む安定器については、受注者側では廃棄ができない為、発注者にて処理及び廃棄対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおり、発注者側にて対応いたします。 |
| 55 | 仕様書 | | | 9(1) | 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は発注者との認識で宜しいでしょうか。 | 仕様書12(1)の表「維持管理関係」に記載のとおり、発注者の所有施設に起因するものと特定された場合、府の責任負担となります。 |
| 56 | 仕様書 | | | 9(2)(3) | 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、発注者での費用負担や協議ができるかと理解して問題ないでしょうか。 | 仕様書7(2)に記載のとおり、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議の上決定することとしています。 |
| 57 | 仕様書 | | | 9(3) | 通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額は、仕様書記載の通り、発注者の負担と考えて宜しいでしょうか。 | 仕様書7(2)に記載のとおり、保険金額で補填できない部分は、別途協議の上、決定することとしています。 |
| 58 | 仕様書 | | | 9(1) | 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはない、という認識でよろしいでしょうか。 | 仕様書9(3)に記載のとおり、当事者の責めに帰すべき事由によらない場合であっても、受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器の不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行っていただきますようお願いいたします。なお、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、仕様書7(2)に記載のとおり、別途協議の上決定することとしています。 |
| 59 | 仕様書 | | | 9(3) | 動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、発注者との認識で宜しいでしょうか。 | 仕様書7(2)に記載のとおり、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議の上決定することとしています。 |
| 60 | 仕様書 | | | 10(1) | 弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、調査・設置工事・保守・設置工事に伴い排出された器具等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。 | 第三者委託承諾申請書（別添の第7号様式）の提出により府の事前承認が必要となります。 |
| 61 | 仕様書（予想されるリスクと責任分担） | | | 設置段階/維持管理関係：不可抗力 | 設置段階：『天災等による設計変更・中止・延期』/維持管理係：『火災・天災・戦争等の不可抗力による賃貸借物品の損傷』は、受注者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。 | 天災地変等の不可抗力により賃貸借物品に損傷が生じた場合の対応については、発注者及び受注者の双方に帰責事由がないため、別途協議の上、決定することとなります。 |
| 62 | 仕様書（予想されるリスクと責任分担） | | | 維持管理関係/維持管理費の上昇 | 受注者の責による維持管理費用の増大について、昨今の人件費、材料費の高騰等を踏まえ、今後のこれらのコスト上昇の可能性も大きく、受注者の責によるものでなく、市場の要因による維持管理費の増大の場合、上昇分は発注者様の費用負担、若しくは、協議と考えてもよろしいでしょうか。 | 天災地変や世界情勢の変動等、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合に限り、別途協議の上、決定することとします。 |
| 63 | 第2号様式 | | | 実績調書 | 公の施設のLED照明器具に係る賃貸借事業を履行した契約実績とありますが、屋内のLED照明器具の実績でしょうか。それとも屋外のLED照明器具の実績でも宜しいでしょうか。履行した実績とは、工事完了し、賃貸借期間中のものとの認識でよろしいでしょうか。 | 屋外の履行実績も含まれますが、今回の契約については屋内の照明が大半を占めるため、必ず屋内照明の履行実績を含むこととします。また、履行実績についてはお見込みのとおり、賃貸借期間が満了したもののだけでなく、期間中のものも含まれます。 |
| 64 | その他 | | | その他 | 賃貸借契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担頂けるとの認識で問題ないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 65 | 別紙1 | | | | 器具選定は別紙1の機器リストのY列の「製品仕様」を基準とするということでご覧いただけますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|-----|--|--|------------------|--|--|
| 66 | 別紙1 | | | | 既存照明が埋込機器と記載ありますが、LEDの製品仕様が直付になっているものがありますが、直付器具を選定してよろしいでしょうか。 | 既存照明が埋込機器の箇所でLEDの製品仕様が直付になっているものはリニューアルプレート等を用いて直付器具を取り付ける選定をお願いします。 |
| 67 | 別紙1 | | | | 既存照明がFL20×複数灯が、器具の置き換えLEDにおいてFRL40タイプの製品仕様になっているものがありますが、よろしいのでしょうか。 | 宇治総合庁舎 保健所棟 2F 廊下 乙訓総合庁舎 本館 2F 湯沸室・湯沸室2 乙訓総合庁舎 本館 3F 災害待機室・外勤技術室・庁務員室・湯沸室 乙訓総合庁舎 本館 4F 休憩室・湯沸室 田辺総合庁舎 書倉庫棟 2F 通路 田辺総合庁舎 屋外 運転手控室 において既存器具ランプがFL20の機器はLED器具も20形を選定してください。 |
| 68 | 別紙1 | | | | LED製品仕様が直付のもので、既存照明に「パイプ吊り」「チェーン吊り」、「RP（リニューアルプレート）などの部材が組み合わされているものは見積に含むのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 69 | 別紙1 | | | | テニスコート照明で既存ポールを流用すると思われるのですが、劣化があり安全性に問題ありと認められる場合は、ポールごとの改修の協議は可能でしょうか。 | 協議可とします。 |
| 70 | 別紙1 | | | | 製品仕様に「LED直付非常用照明器具」とありますが、どのような照明器具なのでしょう。またこれは新設でしょうか。 | 別紙1に示すとおりです。直付の専用非常灯（電池内蔵）で要求する消費電力値以下の製品を選定してください。 |
| 71 | 別紙1 | | | | 既存にPS（プルスイッチ）付のもので、製品仕様にPS付が記載ない場合はPSなしでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 72 | 別紙1 | | | | 既存の埋込器具W300のものでありますが、LED製品仕様がW190になっているものがあります。このままで良いのでしょうか。 | 既存照明が埋込W300の箇所でLEDの製品仕様が埋込W190になっているものはリニューアルプレート等を用いて取り付ける選定をお願いします。 |
| 73 | 別紙1 | | | | 既存照明がシステム天井のものがありますが、製品仕様どおりの器具選定で宜しいでしょうか。 | 既存照明がシステム天井の箇所においてはリニューアルプレートを用いて要求仕様どおりの直付器具を設置する選定をお願いします。 |
| 74 | 別紙1 | | | | 街路灯で製品仕様が「LED街路灯球形グローブタイプHf100相当」というものがありますが、灯具交換であればポール径などの情報をご教示頂けませんでしょうか。 | ポール径の記載のない箇所においては76.3φでの選定をお願いします。 |
| 75 | 別紙1 | | | | 埋込専用非常灯で、既存照明が175φです。製品仕様がφ200RNP（200角リニューアルプレートの意味？）のものがありますが、これで良いのでしょうか。 | 175φ→100φのリニューアルプレートでの選定をお願いします。 |
| 76 | 別紙1 | | | | 埋込専用非常灯で既存が150φですが、製品仕様が「LED埋込型非常灯/電池内蔵/φ200/30型」のものがあります。これで良いのでしょうか。 | 「LED埋込型非常灯/電池内蔵型/150φ/13型」での選定をお願いします。 |
| 77 | 別紙1 | | | | 既存照明が、埋込W190のものでありますが、LED製品仕様がW300になっているものがあります。これで良いのでしょうか。 | 乙訓総合庁舎 本館 2F 男子更衣室・相談室 乙訓総合庁舎 本館 3F 書庫 に於いてはW190を選定してください。 上記以外の箇所はリニューアルプレートを用いて要求仕様どおりの選定をお願いします。 |
| 78 | 別紙1 | | | | 既存照明で発電機回路というものがありますが、このLEDは非常灯でしょうか、また電源別置タイプを選定するのでしょうか。 | 電源別置タイプの専用非常灯を選定してください。 |
| 79 | 仕様書 | | | 6(1)③ケ② | 成果物として保管する資料等で「完成図面（照明プロット）」とありますが、これはPDFでしょうかCADデータでしょうか。 | PDFでご提供をお願いいたします。 |
| 80 | 仕様書 | | | 4(6)賃借期間 | 本件、予算都合による賃借期間中の契約解除の可能性はありますか。また、可能性がある場合は解約に係る残存費用（損害賠償）の請求は可能でしょうか。 | 予算都合等による契約の解除または変更の可能性はあります。発注者の都合による契約の解除につきましては、契約書第7条の2に基づき、損害賠償請求が可能です。 |
| 81 | 仕様書 | | | 4(7)賃借期間満了時の取り扱い | 本件は満了後無償譲渡につき、賃借人は固定資産税の納付は不要であるとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 82 | 仕様書 | | | 6(1)①着工前 | リース料金の根拠となる内訳明細書を提出することとありますが、賃借借契約書内にも物件明細の記載は必要でしょうか。 | 不要です。物件明細については、仕様書11で定める提出書類（設置機器予定リストや納入仕様書等）で確認することとします。 |
| 83 | 仕様書 | | | 6(1)③タ | PCB含有廃棄物が出てきた場合は、発注者の指定場所に保管し、貴府にて廃棄等対応いただける認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 84 | 仕様書 | | | 7、9 | 物件の保守（保証）、維持管理は売主への再委託可能でしょうか。また、保守委託の承諾に際して、書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、弊社書式の承認申請書で問題ございませんでしょうか。 | 第三者委託承諾申請書（別添の第7号様式）の提出により府の事前承認が必要となります。 |
| 85 | 仕様書 | | | 7、9 | LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合、交換・保守等の費用負担は貴府との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | | | |
|----|-------|--|---------------|---|---|
| 86 | 仕様書 | | 7(2) | 動産総合保険について、新価特約の付保は必要でしょうか。 | 不要です。特に指定はしていませんが、基本的に時価型の保険への加入を想定しております。 |
| 87 | 仕様書 | | 10(4) | 損害賠償保険加入時、保険証券の提出は必要でしょうか。 | 仕様書6(1)①コに記載のとおり、保険証券の写しの提出が必要です。 |
| 88 | 第2号様式 | | 実績調書 | 令和2年4月以降のLED照明器具に係る賃貸借事業を履行した契約実績を記入とありますが、令和2年4月以降に検収(リース期間中)のものでよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 89 | 第3号様式 | | アフターサービス体制報告書 | アフターサービスについても保守・維持管理と同じく売主に委託することは可能でしょうか。その場合、書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、弊社書式の承認申請書で問題はございませんでしょうか。 | 第三者委託承諾申請書(別添の第7号様式)の提出により府の事前承認が必要となります。 また、第三者へ委託する場合でも、アフターサービス体制報告書の提出は必要です。 |